に規定する参加人とする。以下この条並びに第四条の九第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第十一条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた市町村とする。第四条の九各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第四条の七～第四条の九　（略）

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第三条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（譲受適格者に対して所有権の移転等をすることを要しない農地等又は特定農業用施設） **第三十三条**　令第五条第二号イの農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。 一　特定処分対象農地等の返還を受けた日から起算して一年以内に次のイからカまでに掲げる事由のいずれかに該当することとなった農地等又は特定農業用施設 イ～チ　（略） リ　就業機会の増大に寄与する施設であつて産業の用に供するもの又は都市等との地域間交流を図るために設置される教養文化施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、休養施設若しくは宿泊施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）で次に掲げる要件を満たすものの用に供するため所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと。	（譲受適格者に対して所有権の移転等をすることを要しない農地等又は特定農業用施設） **第三十三条**　令第五条第二号イの農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。 一　特定処分対象農地等の返還を受けた日から起算して一年以内に次のイからカまでに掲げる事由のいずれかに該当することとなった農地等又は特定農業用施設 イ～チ　（略） リ　就業機会の増大に寄与する工場、流通業務施設若しくは商業施設又は都市等との地域間交流を図るために設置される教養文化施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、休養施設若しくは宿泊施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）で次に掲げる要件を満たすものの用に供するため所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと。

に規定する参加人とする。以下この条並びに第四条の八第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第十一条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた市町村とする。第四条の八各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第四条の六～第四条の八　（略）

（農林水産省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第四条　農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第二条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～四　（略） 五　整備誘導施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。 六　（略）	（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第二条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～四　（略） 五　整備誘導施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したものであること。 六　（略）

(1)　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項の実施計画、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第一項の基盤整備計画、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画に定められた同条第二項第五号に掲げる事項を達成するために市町村が定める土地利用の調整に関する計画その他の地域の振興に関する地方公共団体の計画で当該施設の整備と相まつて農地等との利用の調整を図るための措置が講じられているものに従い整備されるものであること。

(2)　（略）

ヌ～カ　（略）

二～五　（略）

(1)　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項又は第二項の実施計画、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第一項の基盤整備計画、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画に定められた同条第二項第五号に掲げる事項を達成するために市町村が定める土地利用の調整に関する計画その他の地域の振興に関する地方公共団体の計画で当該施設の整備と相まつて農地等との利用の調整を図るための措置が講じられているものに従い整備されるものであること。

(2)　（略）

ヌ～カ　（略）

二～五　（略）